

随意契約理由書

- 1 契約の名称 北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム
市町村ネットワーク機器更改支援業務委託契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 株式会社日立製作所 北海道支社
札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 5 契約期間 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由 本業務は、現在調達を行っている北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)市町村ネットワーク機器更改作業に係るプロジェクト管理の支援、新たな機器の設計内容及び動作確認作業並びにデータセンタに設置している標準システムサーバ機器等への影響確認を行うものである。
本業務は、機器入替のタイミングで確認作業等を迅速に行う必要があり、かつ不具合が生じた場合には即座に対応することが必要となるほか、標準システムサーバ機器の設定作業を伴うものである。
以上の理由により、標準システムの運用保守業者である当該業者に随意契約により委託することとする。